

一般送配電事業者から小売電気事業者に対する電気使用量の確定通知の遅延に伴う定期報告徴収の取扱い

平成 2 8 年 6 月 3 日
(同年 6 月 1 0 日一部修正)
取 引 監 視 課

1. 背景

電気関係報告規則（昭和 4 0 年通商産業省令第 5 4 号）に基づき、小売電気事業者は毎月の販売電力量・販売額・契約口数を翌々月 1 5 日までに報告しなければならないこととされており（様式第 1 1 第 1 表）、直近では、平成 2 8 年 4 月分を同年 6 月 1 5 日までに提出する必要があります。

一方、東京電力パワーグリッド（株）から小売電気事業者に対する電気使用量の確定通知の遅延の問題（※）が生じており、一部の小売電気事業者においては販売電力量や販売額につき一部報告ができない状況にあることを踏まえ、以下のとおり取扱うことと致します。

※東京電力パワーグリッド（株）から小売電気事業者に対する電気使用量の確定通知の遅延につきましては、同社ホームページにおける 2 0 1 6 年 5 月 2 0 日付けのお知らせ及び同年 6 月 1 日付けのプレスリリースをご参照下さい。

2. 定期報告徴収（様式第 1 1 第 1 表）の取扱い

東京電力パワーグリッド（株）からの電気使用量の確定通知の遅延が発生している小売電気事業者については、当該遅延が解消するまでの間、様式第 1 1 第 1 表のうち確定通知が遅延している需要家についての販売電力量・販売額を除いた事項について報告をすることで足りるものとします。ただし、確定通知が遅延している需要家に対し暫定的な販売電力量・販売額を算定している場合には、当該暫定値を報告するものとします。この際、様式第 1 1 第 1 表について一部報告できない事項がある旨又は一部暫定値である旨、メールにて付記して下さい。

上記いずれの場合でも、報告対象月に係る電気使用量の確定通知が得られた時点から 1 ヶ月以内に、当該月についての販売電力量・販売額の訂正值の報告をお願いいたします（訂正が複数月にまたがる場合には、その度ごとに更新された訂正值を報告して下さい）。

なお、東京電力パワーグリッド（株）以外の一般送配電事業者においても小売電気事業者に対する電気使用量の確定通知の遅延が発生している場合には、上記と同様の取扱いと致します。